

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 走り還る人
戸を案じても 新口無し
名を尋ねては 舊身を占ふ
地毛 郷土瘠せたり
天骨 去來貧し
慈悲を以て繋がざれば
浮逃 定めて頻ならむ

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 浪れ來れる人
避けまく欲りして 租を通る客は
還りて責めを招く身となる
鹿の裘 三尺の弊れ
蝸の舎 一間の貧しさ
子を負ひ 兼ねて婦を提ぐ
行く行く 乞與頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 老いたる鰥の人
枕を轉して 雙び開くる眼
簷に低れて 獨り臥する身
病ひ萌しては 逾 悶えを結ぶ
飢急迫りても 誰か貧しきを愁ふる
擁抱す 偏に孤なる子
通宵 落涙頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 夙に孤なる人
父母は空しく 耳にのみ聞く
調庸は身を免れず
葛衣 冬の服薄し
蔬食 日の資け貧し
風霜の苦しびを被る毎に
親を思ひて 夜の夢頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 藥圃の人
種を弁ず 君臣の性
俗に充つ 賦役の身
時至らば 探ることを知れども
病ひ來りて 貧しきことを療さず
一草 分銖をだに缺かば
筆決の頻なるに 勝へ難からむ

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 驛亭の人
數日 浪を忘るる口
年を終ふるまでに 客を送る身
衣は單にして 風は病ひを發す
業は廢すれば 暗しく貧しさを添ふ
馬さへ瘦せて 行程濼りぬれば
鞭答 自らに受くること頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 賃船の人
農 商の業を計らず
長に直に 儲はるる身となる
錐を立てむに 地勢なし
棹を行ふこと 天貧なるに在り
風波の險しきは 屑にせず
ただ要む 雇ひを受くること頻ならむことを

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 魚を釣る人
陸地に 産を生むすべなく
孤舟に 獨り身を老いしまくのみ
糸を纏めて 常に絶えむかと恐る
餌を投ぐれども 貧しきを支へず
賣りて 租税に充てむことを欲りす
風天 意を用ゐること頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 鹽を賣る人
海を煮ること 手に隨ふとも
烟を衝きて 身を顧みず
早天は 價の賤きを平にす
風土は 商を貧しからしめず
訴へまく 欲りす 豪民の權しきこと
津頭に 吏に調すること頻なり

何れの人にか 寒氣早き
寒は早し 採樵の人
未だ 閑居の計を得ず
常に 重く擔ふ身たり
雲巖 行く處險しく
窶膈 入る時貧なり
賤く 賣れば 家給し難し
妻孥 餓急と病ひと頻なり

強ひて理にあらざして債を徴りて多く倍して取りて
現に悪しき死の報を得る縁 第二十六

田中真人広虫女は、讃岐国美貴郡の大領外従六位上小屋県主宮手の妻なり。
八の子を産生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稻と錢と田と畠と等
有り。天年道の心無く、慳貪にして給与ふること無し。酒に多の水を加へ、
沽りて多の直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升を
もちて受く。出挙の時には小き斤を用、償し収むる時には大なる斤を以ちて
す。息利を強ひて徴ること、太甚しく理にあらざ。或るは十倍に徴り、或る
は百倍に徴る。償ふ人は耳を洗くし、心を甘しとせず。多の人方愁へて家
を棄てて逃亡げ、他国に跨躡ふるひと、此の甚しきに逾ぎたるは無し。広虫女、
宝龜七年六月の一日に、疾病の床に臥して、数の日を歴。故に七月の二十日に
至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく「閻羅
王の闕に召されて、三種の夢を示さる。」一は、三宝の物を多く用て報さざる
罪。二は、酒を沽りて多の水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を兩種用
て、他に与ふる時に七目を用、乞ひ徴る時に十二目を用て収る。此の罪に依り
て汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」といひて、夢の状を伝語りて、
即日死亡しぬ。七日を遷て、焼かざして置く。禪師と優婆塞と三十二人を請集
め、九日の頃に、願を発して福を修ふ。其の七日の夕に、更甕還りて、棺の蓋
自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の
方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手牛の足と作り、
爪絨けて牛の足の甲に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草
を噉む。食ひ已りて船飼む。裸衣にして著す、糞土に臥す。東西の人念々し
く走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて感働み、
五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家
の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻
四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司郡司見て
解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国挙りて惣郡見聞人、
喟然き慄然ふ。因果を隨ずして、理にあらざ義無し。是を以ちて定めて知る、
理にあらざは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。
いはむやまた後報をや。経に説きたまふが如し「償物を償はざれば、馬牛と
作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鳩の如く、
物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徴ること分にあらざは、返りて
馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徴ることなかれ。

史料⑤ 統日本紀 延曆十年九月丙子条 (184)

(延曆十年九月十八日)
丙子、讚岐國寒川郡人正六位上凡直、千繼等言、千繼等
先星直、譯語田朝庭御世、繼國造之業、管所部之塚、
於是因官命氏、賜紗拔大押直之姓、而庚午年之籍、
改大押字、仍注凡直、是以星直之裔、或為讚岐直、或為
凡直、方今、聖朝、仁均雲雨、惠及昆蛟、當此明時、冀
照覆益、請因先祖之業、賜讚岐公之姓、勅千繼等戶
廿一烟依、請賜之、

史料④ 日本三代實錄 貞觀四年八月是月条 讚岐永直平伝

(貞觀四年八月)
是月從五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直卒、永
直者右京人也、本姓讚岐公、讚岐國寒川郡人、幼齒大學、
好讀律令、性甚聰明、一聽暗誦、弘仁六年補明法得業生、
兼但馬權博士、數年之後、奉試及第、天長七年春為明法
博士、同年夏為右少史、明法博士如故、尋轉左少史、八
年兼勘解由次官、承和元年正月授外從五位下、為大判
事、明法博士如故、是年兼勘解由次官、三年賜姓朝臣、
改本居、隸右京職、俄而兼出雲權介、遷兼阿波權掾、十
三年、法隆寺僧善愷向官告、擅越少納言登美真人直名有
犯之狀、右少辨伴宿禰善男、與參議右大辨正躬王等、執論
差躋、善男辨口便佞、蒙帝寵遇、遂認正躬王等、許容善

愷違法之訴、免其官爵、先令明法博士等斷正躬等之
罪、永直畏憚權勢、不肯正言、然執律私曲相須之義、大
忤善男之旨、嘉祥元年刑部少輔和氣朝臣齋之犯大不敬、
當絞、詔減罪一等、流伊豆國、永直坐齋之事、配流佐
渡國、二年二月、仁明天皇晏駕、文德天皇踐祚、明年勅特
從恩免、徵復本位外從五位下、齋衡二年為明法博士、三
年老乞骸骨、再三陳請、然後許之、然猶不停明法博士、
歸休於家、天安二年文德天皇勅曰、明法博士、是律令之宗
師也、惜其齒在耆老、不傳正說、宜令好事諸生、
就其里第、受讀善說、永直閑臥私第、授律令於生徒、式
部省就門庭、行講竟之禮、法家榮之、以壽終焉、時年八
十、永直自為官吏、爰及晚節、歷任勘解由次官、使判
決之道、能究其旨、為彼使司者、今猶為准的焉、當大
判事與原敏久、明法博士額田今人等、抄出刑法難義數十
事、欲遣問大唐、永直聞之、自請詳解其義、累年疑滯、
一時水釋、遣唐之問、因斯止矣、長子時人、父業、改姓
和氣朝臣、少女為光孝天皇更衣、生源皇子舊嬖、